

**ショートステイ孫の手・かさかけ
指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕事業運営規程**

(事業の目的)

第1条 株式会社 孫の手が開設するショートステイ孫の手・かさかけ（以下「施設」という。）が行う指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、施設が指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供に当たる従事者（以下「従事者」という。）が要介護者（介護予防に当たっては要支援者）に対し意思及び人格を尊重し、利用者の立場にあった適切な指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 従事者は、要介護者（要支援者）の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 ショートステイ孫の手・かさかけ
- 二 所在地 群馬県みどり市笠懸町久宮164番地1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
従事者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。
- 二 生活相談員 1名以上
利用者の入退所、生活相談及び援助の企画立案・実施に関する業務を行う。
- 三 看護職員 1名以上
利用者の病状及び心身の状況に応じ、看護及び介護を提供する。
- 四 介護職員 7名以上
利用者の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するような必要な支援及び介護を行う。
- 五 機能訓練指導員 1名以上
利用者の機能回復、機能維持に必要な機能訓練及び指導を行う。
- 六 医師 1名
利用者の診察及び保健衛生の管理指導を行う

七 栄養士 1名

利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメントなどの栄養状態の管理を行う。

(指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の利用定員)

第5条 利用定員は20名とする。

(指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の内容)

第6条 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の内容は、次のとおりとする。

- 一 生活指導（相談援助等）
- 二 機能訓練（日常動作訓練）
- 三 介護
- 四 健康状態の確認
- 五 送迎
- 六 食事
- 七 入浴サービス
- 八 その他利用者に対する便宜の提供

(利用料等)

第7条 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載の負担割合に応じた額とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受け取るものとする。

- 一 次条に規定する通常の送迎実施地域を超えて行う送迎費用として片道500円
- 二 滞在に要する費用として、別紙のとおり
- 三 食事の提供に要する費用として、別紙のとおり
- 四 理美容代 別紙の通り
- 五 居室への持ち込み電化製品について、使用する電気料金として別紙のとおり
- 六 居室へのテレビ貸し出しについての料金は別紙のとおり
- 七 その他指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費について徴収する
- 八 前日19時以降のキャンセル連絡において、キャンセル料として400円

ただし、救急搬送を要する容態急変及び当事業所の都合による場合は除く

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の送迎の実施地域は、みどり市、桐生市、太田市、伊勢崎市の区域とする

(衛生管理等)

第9条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水

について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
 - 一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - 二 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - 三 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

- 第10条 利用者は、指定短期入所生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。
- 一 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
 - 二 居室、共用施設、敷地、その他の利用にあたっては、本来の用途に従って、妥当かつ適切に使用を勧める
 - 三 第12条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(緊急時等における対応方法)

- 第11条 従事者は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

- 第12条 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする
- 2 管理者は、防火管理者を選任する。
 - 3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備などを点検するものとする。
 - 4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を定めるものとし、事業所はこの計画に基づき、毎年5月と11月に避難・救出訓練等を実施する。
 - 5 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(事故発生時の対応)

- 第13条 利用者に対する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕等の提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村、利用者の家族、介護支援専門員（介護予防にあつては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。
- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
 - 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし、事業所に故意・過失がない場合はこの限りではない。
 - 4 事業所は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕以外のサービス提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講ずる

ものとする。

(苦情処理等)

第14条 事業所は、提供した指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕に係る利用者又はその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するため、苦情等を受け付けるための窓口を設置する。

2 事業所は、前項の苦情等の内容について記録するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

二 虐待の防止のための指針を整備する。

三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

第16条 事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(業務継続計画の策定等)

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携)

第18条 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又は自発的な活動等と連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

2 事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を行うよう努めるものとする。

(個人情報保護)

第19条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(研修機会の確保)

第20条 事業所は、すべての短期入所生活介護従事者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制の整備を行うものとする。

- 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- 二 継続研修 年1回

(その他運営に関する重要事項)

第21条 事業所は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

2 事業所は、適切な指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、株式会社 孫の手と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別紙

費用区分	費用の額
滞在に要する費用	従来型個室 日額2,400円
滞在に要する費用 (介護保険負担限度額認定者)	第1段階認定者 従来型個室 日額 320円 第2段階認定者 従来型個室 日額 420円 第3段階認定者①② 従来型個室 日額 820円
食事の提供に要する費用	朝食 350円 昼食 700円 (おやつ代含む) 夕食 500円
食事の提供に要する費用 (介護保険負担限度額認定者)	第1段階認定者 日額 300円 第2段階認定者 日額 600円以内 第3段階①認定者 日額 1,000円以内 第3段階②認定者 日額 1,300円以内
居室内にて個人の使用目的で 利用する電化製品に対する 費用	電気毛布・電気ポット・携帯電話の充電・パソコンの利用等 電化製品 1品につき 50円/日
居室にてテレビの貸し出しに 対する費用	テレビ1品につき70円/日 (電気代含む)
滞在時に発生する本人希望時 に対する洗濯・乾燥費用	洗濯・乾燥 1回500円 洗濯ネット (特大) 1つ分を1回量とする
理美容代金	株式会社高崎山メモリアルパーク 散髪 (1回につき) 1,700円 顔剃り (1回につき) 1,100円 散髪+顔そり 2,400円